

# Contents

## 目次

### 第1章 銀行取引一般 1

#### 第1節 銀行取引とは 2

- 1-1 銀行取引とは 2

#### 第2節 銀行取引を規制するもの 4

- 2-1 法令 4
- 2-2 約款 5
- 2-3 判例・先例・商慣習等 6
- 2-4 新しい法令等 7
  - (1) 消費者と事業者との取引の公正確保のための法律 7 / (2) 組織犯罪への対策に関する法律 8 / (3) 犯罪被害者等に対する保護 9
- 2-5 債権法の改正 10
- 2-6 コンプライアンスの趣旨 10

#### 第3節 顧客情報の管理 11

- 3-1 銀行の秘密保持義務 11
- 3-2 個人情報の保護 12
- 3-3 訴訟手続等における顧客情報の開示 13
- 3-4 被相続人の取引情報の開示 15

#### 第4節 マネー・ローンダリング防止と本人確認義務 16

- 4-1 マネー・ローンダリング規制 16
  - (1) マネー・ローンダリング規制の変遷 16 / (2) 本人確認義務の法整備 17
- 4-2 疑わしい取引の届出制度 18
- 4-3 本人確認手続 18
  - (1) 対象金融機関 19 / (2) 本人確認が必要な取引 19 / (3) 本人特定事項とは 19 / (4) 本人確認の方法 20 / (5) 本人確認記録等の作成等 21 / (6) 金融機関の免責 21
- 4-4 預金口座の不正利用の禁止 22

#### 第5節 銀行取引の相手方 23

- 5-1 自然人 23
  - (1) 各種の能力 23 / (2) 未成年者 24 / (3) 法定後見制度 24 /

(4) 任意後見制度	25 /	(5) 高齢者	26 /	(6) 外国人	26
5-2	法人	26			
(1) 法人の種類	26 /	(2) 会社	27 /	(3) 一般社団法人・一般財団法人 と公益法人	28 /
(4) 各種法人	29				
5-3	権利能力なき社団・財団	29			
5-4	組合契約	30			
5-5	反社会的勢力への対応	30			
<b>第6節</b>	<b>預金保険制度</b>	31			
6-1	対象金融機関	31			
6-2	対象になる預金等	31			
(1) 預金保険制度の対象となる預金等	31 /				
(2) 対象とならない預金等	32				
6-3	保護される限度額等	32			
6-4	預金保険制度の保護の範囲を超える預金等	32			
6-5	保険料	32			
<b>第7節</b>	<b>銀行取引と説明義務</b>	33			
7-1	顧客との信頼関係の構築	33			
7-2	銀行法と説明義務	33			
7-3	融資取引と説明義務	34			
(1) リレーションシップ・バンキング	34 /				
(2) 顧客の属性に応じた説明	34 /				
(3) 取引・商品内容に沿った説明	35 /				
(4) 保証人への説明	35 /				
(5) 契約意思確認	36				
7-4	金融商品取引と説明義務	37			
(1) 金融商品販売法	37 /				
(2) 金融商品取引法	37 /				
(3) 預金者から投資家へ	37 /				
(4) 適合性原則の徹底	38 /				
(5) 説明義務の強化	38 /				
(6) 断定的判断提供の禁止	39				
7-5	顧客保護等管理態勢	39			
7-6	説明義務違反の効果	40			
<b>第8節</b>	<b>銀行取引と独占禁止法</b>	41			
8-1	私的独占	41			
8-2	不当な取引制限	41			
8-3	優越的地位の濫用	42			
8-4	5%ルール	42			

## 第2章 預金取引 43

### 第1節 預金業務の基本 44

- |     |              |    |
|-----|--------------|----|
| 1-1 | 預金契約の性質      | 44 |
| 1-2 | 預金債権の法的性質    | 45 |
| 1-3 | 預金通帳・証書の法的性質 | 45 |
| 1-4 | 預金約款         | 46 |
| 1-5 | 預金者の認定       | 46 |

### 第2節 預金の種類 48

- |                 |      |    |
|-----------------|------|----|
| 2-1             | 当座預金 | 48 |
| (1) 当座勘定と当座預金   | 48 / |    |
| (2) 当座勘定契約の法的性質 | 48 / |    |

	(3) 当座勘定の開設時の留意点	49 /	(4) 当座勘定の受入れ	50 /
	(5) 当座勘定の支払	51 /	(6) 当座勘定取引の解約・終了	55
2-2	普通預金	57		
	(1) 普通預金の意義	57 /	(2) 普通預金の法的性質	57
2-3	定期預金	58		
<b>第3節</b>	<b>総合口座</b>	59		
3-1	意義	59		
3-2	総合口座取引規定	59		
3-3	取引の開始	60		
3-4	当座貸越	60		
	(1) 当座貸越の発生	60 /	(2) 当座貸越の限度額	61 /
	(3) 貸越金利息等	61 /	(4) 貸越金の返済	61
3-5	貸越金の担保	62		
	(1) 根担保権の設定	62 /	(2) 対抗要件	62
3-6	国債等の償還金等の受入れ	63		
3-7	即時支払事由	63		
3-8	差引計算等	64		
3-9	解約等	65		
<b>第4節</b>	<b>定期積金</b>	66		
4-1	意義	66		
4-2	法的性質	66		
4-3	取引の開始	67		
4-4	掛金の払込み	67		
4-5	給付補填金の計算	68		
4-6	解約	68		
4-7	源泉徴収	68		
<b>第5節</b>	<b>預金の受入れ</b>	69		
5-1	預金として受け入れられるもの	69		
5-2	預金の成立時期	69		
	(1) 現金	69 /	(2) 当店券	70 /
	(3) 他店券	70 /	(4) 振替、振込	70
5-3	無通帳による預金の受入れ	71		
5-4	口座相違による他人口座への入金	71		
5-5	預金通帳・証書への預金額の誤記帳	72		
<b>第6節</b>	<b>預金の支払</b>	73		
6-1	預金の支払	73		
	(1) 弁済(払戻し)の場所	73 /	(2) 無権限者への支払と免責	73
6-2	印鑑照合と免責約款	74		
6-3	債権の準占有者に対する弁済	76		
6-4	便宜払いによる払戻し	77		
6-5	定期預金の期日前解約	77		
6-6	預金担保貸出	78		
6-7	総合口座貸越	79		
6-8	A T Mによる支払	79		
<b>第7節</b>	<b>預金者の死亡</b>	81		
7-1	預金者の死亡とその効果	81		

- 7-2 預金者死亡時の取扱い 81
  - (1) 支払の停止 81 / (2) 振込金の取扱い 82 / (3) 口座振替 82 /
  - (4) 相続人等からの残高照会等 82 / (5) 権利関係の確認 83
- 7-3 遺言がない場合の預金の帰属と払戻し 84
  - (1) 預金の帰属 84 / (2) 払戻しの手続 85
- 7-4 遺言がある場合の預金の帰属と払戻し 86
  - (1) 遺言 86 / (2) 預金の帰属 87 / (3) 遺言執行者 89 / (4) 払戻しの手続 91
- 7-5 相続人が不存在の場合 92
  - (1) 預金の帰属 92 / (2) 払戻しの手続 92
- 7-6 預金者が外国人の場合 93
  - (1) 預金の帰属 93 / (2) 払戻しの手続 93
- 7-7 供託 93
- 7-8 留意すべき取扱い 94
  - (1) 葬式費用の支払 94 / (2) 当座勘定取引 94 / (3) 相続預金に対する差押え 95
- 第8節 預金等に対する差押えと転付命令 96**
  - 8-1 差押えの種類 96
  - 8-2 民事上の強制執行による差押え 96
    - (1) 民事上の強制執行とは 96 / (2) 強制執行の種類 97 / (3) 強制執行の要件 97
  - 8-3 差押命令 98
    - (1) 預金債権に対する差押え 98 / (2) 差押えの申立 98 / (3) 差押命令 99 / (4) 差押えがあったときの対応 99 / (5) 自動継続特約付定期預金に対して(仮)差押えがあったときの対応 100 / (6) 陳述書の作成と処理方法 100 / (7) 取立権が行使されたときの対応 101
  - 8-4 転付命令 102
  - 8-5 仮差押命令 103
  - 8-6 民事上の差押等の競合 104
    - (1) 民事上の差押等の競合とは 104 / (2) 差押えの競合と供託 105 /
    - (3) 事情届の提出 105
  - 8-7 租税の滞納処分による差押え 106
  - 8-8 租税の滞納処分と強制執行による差押命令・転付命令との競合 106
    - (1) 先行が滞納処分に基づく差押通知で、後行が強制執行に基づく差押命令の場合 107 / (2) 先行が強制執行に基づく差押命令で、後行が滞納処分による差押通知の場合 107 / (3) 先行が滞納処分に基づく差押通知で、後行が強制執行に基づく転付命令の場合 107 / (4) 先行が強制執行に基づく転付命令で、1週間の特別抗告期間が経過し、確定した場合で、後行が滞納処分に基づく差押通知の場合 108 / (5) 仮差押えと滞納処分に基づく差押通知の場合 108
  - 8-9 差押えと相殺について 108
- 第9節 預金の管理 109**
  - 9-1 預金の譲渡 109
    - (1) 預金の譲渡禁止の特約 109 / (2) 預金の譲渡方法 110
  - 9-2 預金の質入れ 110

## 預金業務の基本

### 1-1 預金契約の性質

預金契約の法的性質は、消費寄託契約です（判例・通説）。消費寄託契約とは、金銭その他の物を消費し、後日それと同種、同等、同量の物を返還する契約のことをいいます（民法666条）。

預金取引においては、預金者には金銭を銀行に寄託する意思があり、一方、銀行には受け入れた金銭を保管するとともに運用し、後日預金者からの返還の請求があったときは、同額の金銭を返還する意思があることから、このように解されています。

消費寄託契約は消費貸借契約に類似していますが、当事者が返還時期を定めていないときは、消費寄託契約においては、寄託者はいつでも返還を請求することができる（同条2項）のに対し、消費貸借契約においては、貸主は相当の期間を定めて返還の催告をなしうるにすぎない（同法591条1項）という点に相違があります。

消費寄託契約は要物契約とされているので（同法666条、587条）、取引先と銀行との間で、取引先が将来預金をすると合意をただけでは預金契約は成立せず、実際に金銭の授受が行われてはじめて預金契約が成立することになります。

もっとも、必ずしも現実に金銭を授受しなければならない、ということはなく、例えば金銭の授受のほか、これと同一の経済的効果の生じる手形・小切手の取立代り金、振込金などによる預入によっても預金契約が成立すると解されています。

## 1-2 預金債権の法的性質

預金契約が成立すると、預金者は銀行に対して、預金の払戻請求権を取得します。この預金の払戻請求権すなわち預金債権の法的性質は、指名債権であると解されています。

指名債権は、特定人を債権者とする債権で、指図債権や無記名債権と異なり、その権利を裏書や証券の交付により譲渡することができません。これを譲渡するには、民法上の指名債権譲渡の手続をとることが必要となります(民法467条)。指名債権は、譲渡禁止特約がある場合を除き、その債権者(預金者)が第三者に譲渡することができ、譲渡人がそのことを債務者(銀行)に通知するか、または債務者(銀行)が承諾すれば、債権の譲渡を受けた譲受人は債務者(銀行)に対抗することができます(同法466条1項,467条1項)。実際には、譲渡性預金(NCD)以外の預金債権については、預金約款等で譲渡・質入といった第三者の権利を設定するような行為が禁止されていることがほとんどです。

## 1-3 預金通帳・証書の法的性質

預金を受け入れるに際して銀行は、預金通帳・証書を発行するとともに、預金者に対して、以後預金を払い戻すに際しては預金約款等によってこれを提出するよう義務付けています。

また、この預金通帳・証書の性質は、指名債権である預金債権の存在を証明する証拠証券です。権利と証券が不可分一体となっている有価証券ではありませんので、預金通帳・証書自体が額面金額の価値をもつものではありません。さらに、預金の払戻しにあたって銀行は、届出印の捺印された払戻請求書とともに預金通帳・証書の提出を求め、その持参者に支払をすれば免責される、と預金約款等で定めている(ただし、善意・無過失であることを要する)ので、その意味では免責証券であるともいえます。

## 預金の受入れ

### 5-1 預金として受け入れられるもの

預金契約は、要物契約ですから、当事者間の意思の合致だけでは成立せず、現実に金銭の授受があって始めて成立します。もっとも、現実に金銭の授受がなくても、取引上その授受があったと同一視することができれば、それによっても預金契約が成立すると解されています（大判昭和6・6・22法律新聞3302号11頁ほか）。

現に銀行は、手形・小切手などの証券類および振込金、融資代り金なども、預金口座に受け入れています（当座勘定規定1条・2条・3条・4条、普通預金規定2条参照）。

### 5-2 預金の成立時期

#### (1) 現金

現金を店頭で預金に入金する手続をとった場合に、いつ預金契約が成立するかということについては、顧客が現金を窓口にし出した段階では預金契約は成立せず、窓口の係員が受け取ってこれを確認したときに預金が発行されると解されています（大判大正12・11・20法律新聞2226号4頁）。

現金を取引先担当者が店舗外で受領した場合に、いつ預金契約が成立するかということについては、①銀行に現金を持ち帰って、所定の内部手続が完了したときに預金契約が成立するという見解にたつ裁判例（大阪高判昭和37・12・18下民集13巻12号2488頁）と、②預金の受入れ権限を有する者が現金を受領した場合は、受領時点で預金契約が成立するとの見解に立つ裁判

例（東京地判昭和45・5・30下民集21巻5・6号742頁，金融・商事判例233号15頁）とがあります。①の見解にたてば，取引先担当者が不正行為をした場合は，預金契約は成立しないこととなりますが，この場合であっても，銀行は民法715条による使用者責任を免れることはできません（最判昭和37・5・18金融法務事情315号9頁，前掲大阪高判昭和37・12・18ほか）。

## **(2) 当店券**

---

当店券の受入れについては，入金記帳を先にして引落記帳を後回しにした場合に，預金契約がいつ成立するのかが問題となります。これに関しては，当日中に不渡通知がなされることを解除条件として，預入時に預金契約が成立するとする裁判例があります（大阪高判昭和42・1・30金融法務事情468号28頁）。当座勘定規定も，当店でその日のうちに決済を確認したうえで，支払資金とするとしています（同規定2条2項）。当日中に決済を確認することについては，当日中に不渡通知をすることにより預金の成立を否認しても，信義誠実の原則に反するとはいえないとされています（前掲大阪高判昭和42・1・30）。

## **(3) 他店券**

---

他店券を受け入れた場合の法律関係については，取立委任説，譲渡説など諸説がありますが，判例は取立委任説の立場をとっています（最判昭和46・7・1金融・商事判例273号7頁）。取立委任説は，他店券の受入れを取立委任ととらえ，その取立の完了を停止条件として預金契約が成立するという考え方で，この説によれば，他店券の取立完了時に預金契約が成立します。各種の預金規定も取立委任説を前提とし，他店券を受け入れた場合には，受入店で取り立て，不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ，支払資金としないとしています（当座勘定規定2条1項，普通預金規定4(1)）。

## **(4) 振替，振込**

---

振替入金，振込入金については，口座に入金記帳したときに預金が成立す

---

## 新 営業店の金融法務

---

2010年6月30日 初版第1刷発行

編 者 経済法令研究会  
発 行 者 下 平 晋 一 郎  
発 行 所 (株)経済法令研究会

〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21  
電話 代表 03-3267-4811 制作 03-3267-4823

〈検印省略〉

---

営業所／東京 03(3267)4812 大阪 06(6261)2911 名古屋 052(332)3511 福岡 092(411)0805

---

カバーデザイン／清水裕久 制作／佐々木健志 印刷／あづま堂印刷㈱

---

©Keizaihourei Kenkyukai 2010 Printed in Japan

ISBN978-4-7668-2209-0

### “経済法令グループメールマガジン” 配信ご登録のお勧め

当社グループが取り扱う書籍、通信講座、セミナー、検定試験情報等、皆様にお役立ていただける情報をお届け致します。下記ホームページのトップ画面からご登録ください。

☆ 経済法令研究会 <http://www.khk.co.jp/> ☆

定価はカバーに表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えいたします。